

# 令和8年度東庄町奨学基金事業奨学生募集要項

## 1. 奨学生採用予定人員      若干名

## 2. 奨学金の趣旨

東庄町奨学基金事業は、新しい時代を拓く有為な人材を育成するため、東庄町奨学基金をもとに行う事業です。

この事業は、東庄町工業団地内の東洋合成工業株式会社から、町へ人材育成のために寄付していただいた基金より支出しています。

また、大学等卒業後の返済義務がなく、進路も拘束せず、個人の意思を尊重した奨学金制度としては、ユニークで内容の充実した制度となっています。

## 3. 申請資格

次の各号に掲げる要件を備えている者を申請資格者とします。

- (1) 奨学金を受けようとする者又は当該者の主たる生計を維持している者が、本町に住所を有すること
- (2) 大学又は大学院に在学する者
- (3) 勉学に意欲のある学業優秀な者

## 4. 奨学金受給者の決定

申請者に対して書類審査選考後、面接試験を実施し審査委員会において奨学金の受給者を決定します。

※ 面接試験及び審査委員会の日程

令和8年6月頃予定

## 5. 奨学金の交付

### (1) 期間

入学した当該大学等の最短の修業年限までの期間とします。(ただし、東庄町奨学基金事業規則に基づき、交付の中止、返還しなければならない場合もあります。)

※ 毎年、交付申請書類等の提出が必要です。

### (2) 奨学金

年額 500,000円以内

(3) 交付時期

年間2回（9月、3月予定）

6. 申請手続

(1) 提出書類

ア 東庄町奨学基金事業交付申請書

イ 在学証明書

ウ 作文（題名 夢を実現するための第一歩 原稿用紙2枚程度）

※A4の使用はご遠慮ください。

エ 大学在学中の者は成績証明書

オ 応募理由

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）

(3) 提出先

東庄町笛川い4713番地131

東庄町教育委員会 教育課 学校教育係

Tel 0478-86-2311

7. その他

(1) この奨学金は、原則として返還を要しません。

(2) 提出された申請書類等は、返却しません。